

（令和 3年11月25日  
制 定）

（趣旨）

第1条 この細則は、情報・システム研究機構新年俸制適用職員給与規程（以下「新年俸制給与規程」という。）第5条第3項及び第6条第8項の規定に基づき、新年俸制適用職員の基本年俸の決定及び更改並びに業績給及び特別加算に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本年俸の決定）

第2条 新たに新年俸制適用職員として採用された者（以下「新規採用者」という。）の基本年俸は、情報・システム研究機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第11条に規定する教育職基本給表が適用される研究教育職員（以下「月給制職員」という。）を採用する際の給与決定方法に準じて得られる職務の級及び号の基本給月額に12を乗じて得た額を新年俸制給与規程別表第1の教育職基本年俸表（以下「教育職基本年俸表」という。）に照らし、同額の職務の級及び号に決定する。

2 月給制職員から新年俸制適用職員に移行した者の基本年俸は、新年俸制適用職員に移行した日の前日に受けていた職務の級及び号（移行した日に昇任等又は昇給する者にあつては、同日に月給制職員として昇任等又は昇給した場合に決定される職務の級及び号）の基本給月額に12を乗じて得た額を教育職基本年俸表に照らし、同額の職務の級及び号に決定する。

3 情報・システム研究機構年俸制適用職員給与規程に規定する年俸制基本給表が適用される職員（以下「年俸制適用職員」という。）として採用された者から新年俸制適用職員に移行した者の基本年俸は、新年俸制適用職員に移行した日の前日に受けていた基本給月額（移行した日に昇任等する者にあつては、情報・システム研究機構年俸制適用職員給与細則（以下「年俸制適用職員給与細則」という。）第3条第3項に規定する基本給月額）を基礎とし、教育職基本年俸表において同額（同額がない場合は、当該額の直近上位の額）の職務の級及び号に決定する。

4 月給制職員として採用され、引き続き年俸制適用職員となったものから新年俸制適用職員に移行した者の基本年俸は、新年俸制適用職員に移行した日の前日に受けていた基本給月額（移行した日に昇任等する者にあつては、年俸制適用職員給与細則第3条第3項に規定する基本給月額）を基礎とし、教育職基本年俸表に照らし、同額（同額がない場合は、当該額の直近上位の額）に当たる職務の級及び号に決定する。

(基本年俸の更改)

第3条 基本年俸の更改は、新年俸制給与規程第5条第2項に規定する基準日(以下「基準日」という。)の前日に受けている号に、毎年行う業績評価の結果により決定される評価区分に応じて、別表第1に定める基本年俸の更改号数反映表に定める号数を加減して得た号に決定する。

- 2 昇任等に伴う基本年俸の更改は、月給制職員の昇任等の際の給与決定方法に準じて得られる職務の級及び号の基本給月額に12を乗じて得た額を教育職基本年俸表に照らし、同額の職務の級及び号に決定する。

(業績給の決定)

第4条 新規採用者の業績給は、第2条第1項の規定に基づき決定した職務の級及び号の基本給を基礎とし、給与規程に規定する期末手当及び勤勉手当に相当する額(以下「期末・勤勉手当相当額」という。)を算出して得た額とする。

- 2 月給制職員から新年俸制適用職員に移行した者の業績給は、第2条第2項の規定に基づき決定した職務の級及び号の基本給を基礎とし、期末・勤勉手当相当額を算出して得た額とする。
- 3 年俸制適用職員から新年俸制適用職員に移行した者の業績給は、第2条第3項の規定に基づき決定した職務の級及び号の基本給を基礎とし、期末・勤勉手当相当額を算出して得た額に、新年俸制適用職員に移行した日の前日において年俸制適用職員として受けていた業績給への反映率を乗じて得た額とする。
- 4 月給制職員として採用され、引き続き年俸制適用職員となったものから新年俸制適用職員に移行した者の業績給は、第2条第4項の規定に基づき決定した職務の級及び号の基本給を基礎とし、期末・勤勉手当相当額を算出して得た額に、新年俸制適用職員に移行した日の前日において年俸制適用職員として受けていた業績給への反映率を乗じて得た額とする。
- 5 前4項の期末・勤勉手当相当額の計算は、月給制職員の計算方法に準じるものとする。

(業績給の更改)

第5条 業績給の更改は、基準日現在の職務の級及び号の基本給を基礎とし、期末・勤勉手当相当額を算出して得た額に、毎年行う業績評価の結果により決定される評価区分に応じて、別表第2に定める業績給の反映率表に定める反映率を乗じて得た額とする。

- 2 昇任等に伴う基本年俸の更改が行われた場合の業績給は、第3条第2項の規定により算出された職務の級及び号の基本給を基礎とし、期末・勤勉手当相当額を算出して得た額に、当該昇任等の日の前日に受けていた反映率を乗じて得た額とする。
- 3 前条第5項の規定は、業績給の更改において準用する。

(特別加算)

第6条 特別加算の額及び適用要件等は、各研究所等において定めるものとする。

(職員への通知)

第7条 基本年俸を決定若しくは更改した場合又は業績給を決定若しくは更改した場合は、決定又は更改された額を新年俸制適用職員に通知するものとする。

(この細則により難い場合の措置)

第8条 特別の事情によりこの細則によることができない場合又はこの細則によることが著しく不適當であると機構長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則 (令和3年11月25日制定)

この細則は、令和4年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

基本年俸の更改号数反映表

評価区分		更改の号数	
		55歳未満	55歳以上
S	極めて顕著	9以上	3以上
A	特に顕著	8	2
B	顕著	6	1
C	良好（標準）	4（※3）	0
D	やや良好でない	2	0
E	良好でない	0	0
F	極めて良好でない	-1	-1

備考 ① 更改の号数欄の左欄は55歳未満の職員に適用し、右欄は55歳以上の職員に適用する。

② 「（※3）」は職務の級が5級である職員の更改の号数を表す。

別表第2（第5条関係）

業績給の反映率表

評価区分		反映率
S	極めて顕著	130%以上200%以下
A	特に顕著	115%以上130%未満
B	顕著	105%以上115%未満
C	良好（標準）	100%
D	やや良好でない	95%
E	良好でない	85%
F	極めて良好でない	75%以下